

2012年3月8日(木)

「民主党障がい者ワーキングチームによる障害者総合支援法案に関する説明会」
における質問書

東京大学教授、全国盲ろう者協会理事 福島 智

【質問内容】

この度、民主党から「障害者総合支援法案」が今国会に上程される見込みと、伺いました。

しかし、この法案は名称こそ「障害者自立支援法」から変更されてはいるものの、その冒頭に「障害者自立支援法の一部改正」である旨が明記されています。このことが象徴的に示すように、今回行われたことは、「自立支援法」の廃止でもなければ、根本的な改正でもなく、ごく一部の条文の加筆・修正のレベルに過ぎません。

ではどうして、このような事態に至ったのでしょうか。私なりにその理由を考えてみたのですが、次の二つのパターンしか思いつきません。

第一のパターンは、2年前の2010年1月の時点、すなわち、障害者自立支援法違憲訴訟団と和解に向けての『基本合意書』を国が取り交わした時点、そして、「障がい者制度改革推進会議」がスタートした時点から、民主党はすでに現在の結果を予見していたというパターンです。

第二のパターンは、2年前の時点では現在の状況を予見しておらず、民主党としては実際に「自立支援法」を廃止して、名実共に抜本的に新たな枠組みでの新しい支援法を作ろうと考えておられた。しかし、2年前から現在に至るまでのいずれかの時点で、そうした取組み、すなわち「自立支援法」を廃止して、障害者を保護の客体から権利の主体へと移行させる「コペルニクスの転換」を行い、抜本的な法制度の枠組み変更を伴うような、新しい障害者関連の法律を作ることは極めて難しいという現実気づいた、というパターンです。

恐らく、ニュアンスの異なるいくつかのヴァリエーションは想定できるでしょうが、論理的に考えると、大筋では上記二つのパターンしか存在し得ないだろうと思われれます。

ではここで、この二つのパターンが意味することを考えてみます。第一のパターン、すなわち、2年前の時点から今の状態・状況を民主党が予見できていたというパターンだとしたら、それは最初から民主党は障害者サイドを騙すつもりだったということになり、いわば「確信犯的詐欺」を働いたということになるでしょう。

もしそうではなく、第二のパターン、すなわち、2年前の時点では現在のような「自立支援法」の形式的な改正しかできない、などという事態は予見できず、実際に自立支援法を廃止して、新たな枠組みの法律を作ろうと思っていたのだとすれば、2年前から現在までのいずれかの時点で、それができないという認識に至ったということになります。つまり、結局は厚生労働省等の意向に抵抗できず、官僚が作成した案にほぼ迎合せざるを得なかったということであり、そうであれば、それは「民主党は政治主導でやるのだ。我々が官僚をリードして政策や法律を作っていくのだ」と言ってこられた民主党が、自らの主張自体を自己否定なされた、ということになります。

この第一のパターンなのか、第二のパターンなのかを、ぜひ伺いしたいと思います。

なお、いずれのパターンであっても、民主党がなされたことは有権者に対する背信行為であることには変わりはありません。

ところで今、世の中を騒がせている問題に、「振り込め詐欺」というのがありますね。いろいろな手口があるようですが、基本形は「これこれのお金を振り込んでくれれば、困っているあなたのお孫さんが助かりますよ、お孫さんにいい事がありますよ」と言って、おじいさんやおばあさんを騙す、という手口ですね。

民主党は選挙の時、「投票用紙に民主党と書き込めば、いい事がありますよ」「民主党の候補者の名前を投票用紙に書き込めば、あなた方にはこんなに良い事がありますよ」と、有権者に言ったわけで、これはいわば『書き込め詐欺』ではないでしょうか。

「振り込め詐欺」ならぬ、『書き込め詐欺』。

この『書き込め詐欺』を民主党は行ったと言わざるを得ません。

こうした点をどう捉えているのかも含めて、どうして今のような事態に至ったのか、先に申し上げた二つのパターンのどちらのパターンだったのかを、ぜひお聞かせいただきたいと思います。

(以上です)